

千葉県林地開発許可審査基準の一部改正（案）の概要について

令和5年1月6日

千葉県農林水産部森林課

1 千葉県林地開発許可審査基準について

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項に規定する林地開発許可について、本県の林地開発行為の実情を考慮し、平成22年に「千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例」（平成22年条例第4号）を制定しました。これに合わせて、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条の規定により、国から通知された林地開発の許可基準等（技術的助言）を踏まえ、その許可をするか否かを判断するために必要な事項についての、「千葉県林地開発許可審査基準」（以下「審査基準」という。）を定めました。

2 審査基準の一部改正理由について

令和4年11月15日付け農林水産事務次官通知「「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」の一部改正について」及び林野庁長官通知「開発行為の許可基準等の運用について」により、国から防災施設の設置等に係る林地開発の許可基準等（技術的助言）が通知されたことを踏まえ、林地開発の適正化を図ることを目的として審査基準の一部改正を行うこととしました。

3 審査基準の一部改正（案）の概要について

（1）農林水産事務次官通知及び林野庁長官通知による審査基準の改正

①調節池等の設計雨量強度等 【変更】

（現行）調節容量 30年確率

余水吐 100年確率

堆砂量 200 m³/ha/年～400 m³/ha/年（通常300 m³/ha/年）

（改正）調節容量 30年確率（河川管理者との協議で必要な場合は50年確率）

余水吐 200年確率

堆砂量 200 m³/ha/年～600 m³/ha/年（通常400 m³/ha/年）

②排水施設の設計雨量強度 【追加】

（現行）10年確率

（改正）10年確率（人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など、必要な場合は20年確率、30年確率）

③仮設防災施設の設置等に関する基準 【新設】

災害の防止のため及び水害の防止のために必要なえん堤、排水施設、調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

④防災施設の維持管理に関する基準 【新設】

開発行為の完了後においても整備した排水施設や調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について

施工計画書及び維持管理計画書で確認できること。

⑤その他の審査基準の改正

4 施行日等について（予定）

○施行日

令和5年4月1日

○経過措置

令和5年4月1日前に開発行為の許可申請がなされたものについては、なお従前の例による。

5 改正スケジュールについて（予定）

○パブリックコメント意見募集期間

令和5年1月6日（金）～令和5年2月6日（月）

○審査基準一部改正の周知期間

令和5年2月中旬～令和5年3月下旬

○施行日

令和5年4月1日